

競争入札及び随意契約の情報の公表に係る要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、実施機関の予算の執行過程等を明らかにするため、情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、競争入札及び随意契約の情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 実施機関 条例第2条第1号に定める機関をいう。
- (2) 入札調書 物品の品名・数量又は業務委託等の名称、入札執行年月日、予定価格、競争入札の参加業者名（又は指名を行ったものの商号又は名称）及び各入札参加業者の各回の入札金額、落札業者名及び落札金額等が記載された文書をいう。
- (3) 見積調書 物品の品名・数量又は業務委託等の名称、見積執行年月日、予定価格、見積参加業者名及び各見積参加業者の各回の見積金額等が記載された文書をいう。
- (4) 建設関連業務 「建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程」（昭和58年岩手県告示第1328号）第2条各号に掲げる業務をいう。
- (5) 担当課等 契約を締結する実施機関の本庁の室課等及び出先機関の部等をいう。
- (6) 広域振興局経営企画部等 広域振興局経営企画部（県南広域振興局経営企画部を除く。）、広域振興局経営企画部地域振興センター、広域振興局総務部及び広域振興局総務部総務センターをいう。

(公表の対象)

第3 この要綱による公表の対象は、実施機関が執行する競争入札及び締結する随意契約とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 予定価格が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第106条の表1の号、2の号、3の号又は6の号に定めるそれぞれの額を超えないもの（単価契約にあつては、予定価格に予定数量を乗じて得た額が同表の1の号、2の号、3の号又は6の号に定めるそれぞれの額を超えないもの）
- (2) 工事

(公表事項)

第4 公表事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設関連業務委託の競争入札の場合
 - ア 競争入札の執行後、契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項
 - (ア) 建設関連業務委託の名称、業種及び概要

- (イ) 入札執行年月日
- (ウ) 予定価格及び予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳
- (エ) 入札参加業者名及び各入札参加業者の各回の入札金額
- (オ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (カ) 契約締結年月日
- (キ) 委託期間
- (ク) 契約金額
- (ケ) 担当課等の名称及び連絡先

イ 金額の変更を伴う契約変更を行った場合にあつては、次に掲げる事項

- (ア) 建設関連業務委託の名称、業種及び概要
- (イ) 変更契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (ウ) 変更契約の締結年月日
- (エ) 変更後の委託期間
- (オ) 変更後の契約金額
- (カ) 変更後の設計金額の積算内訳
- (キ) 契約の変更の内容及び理由
- (ク) 担当課等の名称及び連絡先

(2) 建設関連業務委託の随意契約の場合

ア 随意契約を締結した場合にあつては、次に掲げる事項（見積書を徴収しない場合は(イ)及び(エ)を除く。）

- (ア) 建設関連業務委託の名称、業種及び概要
- (イ) 見積執行年月日
- (ウ) 予定価格及び予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳
- (エ) 見積業者名及び各見積業者の各回の見積金額
- (オ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (カ) 契約締結年月日
- (キ) 委託期間
- (ク) 契約金額
- (ケ) 随意契約の理由及び根拠法令
- (コ) 担当課等の名称及び連絡先

イ 金額の変更を伴う契約変更を行った場合にあつては、前号イに掲げる事項

(3) 第1号以外の競争入札の場合

- ア 物品の品名・数量又は業務委託等の名称
- イ 入札執行年月日
- ウ 予定価格
- エ 入札参加業者名及び各入札参加業者の各回の入札金額
- オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- カ 契約締結年月日

- キ 委託期間（業務委託の場合に限る。）
 - ク 契約金額
 - ケ 担当課等の名称及び連絡先
- (4) 第2号以外の随意契約の場合（見積書を徴収しない場合はイ及びエを除く。）
- ア 物品の品名・数量又は業務委託等の名称
 - イ 見積執行年月日
 - ウ 予定価格
 - エ 見積業者名及び各見積業者の各回の見積金額
 - オ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
 - カ 契約締結年月日
 - キ 委託期間（業務委託の場合に限る。）
 - ク 契約金額
 - ケ 随意契約の理由及び根拠法令
 - コ 担当課等の名称及び連絡先

（公表文書及び公表の方法）

第5 第4に定める公表事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、行政情報センターにあっては、全ての実施機関、行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。以下同じ。）（又はこれを管理運営する広域振興局経営企画部等）にあっては、当該行政情報サブセンターを管理運営する広域振興局経営企画部等の所管区域に所在する実施機関の当該各号に定める文書を閲覧に供するものとする。

- (1) 第4第1号アに定める公表事項 入札調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第1号）並びに設計金額の積算内訳書
- (2) 第4第1号イ及び第2号イに定める公表事項 契約変更理由書（様式第2号）及び設計金額の積算内訳書
- (3) 第4第2号アに定める公表事項
 - ア 見積書を徴収する場合
見積調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第3-1号）並びに設計金額の積算内訳書
 - イ 見積書を徴収しない場合
別紙（様式第3-2号）及び設計金額の積算内訳書
- (4) 第4第3号に定める公表事項 入札調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第1号）
- (5) 第4第4号に定める公表事項
 - ア 見積書を徴収する場合
見積調書の写し及び、これに添付する別紙（様式第3-1号）
 - イ 見積書を徴収しない場合
別紙（様式第3-2号）

2 行政情報センターは、前項に掲げる全ての文書をインターネットにより公開するものとする。

(公表文書の送付等)

第6 第5に定める様式第1号ないし様式第3-2号を公表の用に供するため、担当課等は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる事項を、同表の右欄に掲げる様式に記載するものとする。

第4第1号ア(建設関連業務委託の競争入札の場合)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第1号	
	契約締結年月日		
	委託期間		
	契約金額		
第4第1号イ又は第2号イ(建設関連業務委託の契約変更の場合)	担当課等の名称及び連絡先	様式第2号	
	変更契約の相手方の商号又は名称及び住所		
	変更契約の締結年月日		
	変更後の委託期間		
	変更後の契約金額		
第4第2号ア(建設関連業務委託の随意契約の場合)	契約の変更の内容及び理由	様式第3-1号	
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		
	契約締結年月日		
	委託期間		
	契約金額		
	随意契約の理由及び根拠法令		
担当課等の名称及び連絡先	様式第3-2号		
予定価格			
第4第3号(建設関連業務委託以外の競争入札の場合)	契約の相手方の商号又は名称及び住所	様式第1号	
	契約締結日		
	委託期間(業務委託の場合に限る。)		
	契約金額		
第4第4号(建設関連業務委託以外の随意契約の場合)	担当課等の名称及び連絡先	様式第3-1号	
	契約の相手方の商号又は名称及び住所		
	契約締結年月日		
	委託期間(業務委託の場合に限る。)		
	契約金額		
	随意契約の理由及び根拠法令		
担当課等の名称及び連絡先	様式第3-2号		
予定価格			

2 担当課等は、行政情報センターに、次の各号に掲げる文書を当該各号に定める日までに送付

するものとする。

- (1) 第5第1項第1号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内（県の休日を除く。以下同じ。）
- (2) 第5第1項第2号に掲げる文書 変更契約を締結した日から起算して15日以内
- (3) 第5第1項第3号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内
- (4) 第5第1項第4号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内
- (5) 第5第1項第5号に掲げる文書 契約を締結した日から起算して15日以内

（非開示情報）

第7 条例第7条第1項及び第2項各号に定める情報が、第5に掲げる公表文書に含まれている場合は、当該情報が記載された部分又は当該情報が記載された文書の全部を公表しないものとする。

（公表の時期）

第8 行政情報センター及び行政情報サブセンター（又はこれを管理運営する広域振興局経営企画部等）（以下「行政情報センター等」という。）は、第5に掲げる文書を受領後、速やかにこれを公表するものとする。

（公表の期間）

第9 公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 行政情報センター等において閲覧に供する期間は、契約締結日の属する年度から起算して2年後の年度の末日までとする。
- (2) インターネットを利用した公開の期間は、契約締結日の属する年度から起算して2年後の年度の末日までとする。

（企画又は技術提案方式によった場合の特例）

第10 価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高いものを契約の相手方として決定する方式（以下「企画・技術提案方式」という。）によって業務委託契約を締結した場合には、第4第2号又は第4号の規定にかかわらず、建設関連業務委託の場合にあっては、次の第1号から第13号までに掲げる事項を公表するものとし、それ以外の業務委託の場合にあっては、次の第1号から第11号までに掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務委託の名称
- (2) 業者が県に対し企画又は技術を提案した年月日（以下「企画・技術提案年月日」という。）
- (3) 予定価格
- (4) 評価基準、配点及び各業者の各評価基準に対する評価結果（ただし、契約業者名以外の業者名は非公表とする。第5号についても同じ。）
- (5) 各業者の総合評価の審査結果
- (6) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- (7) 契約締結年月日
 - (8) 委託期間
 - (9) 契約金額
 - (10) 随意契約の理由及び根拠法令
 - (11) 担当課等の名称及び連絡先
 - (12) 業務委託の業種及び概要
 - (13) 予定価格の作成に用いた設計金額の積算内訳
- 2 担当課等は、前項第1号から第11号までに掲げる事項を企画・技術提案調書（様式第4号）に記載し、公表文書とするものとする。
- 3 第5第1項第3号ア及び第5号ア、第5第2項、第6第2項第3号及び第5号並びに第7から第9までの規定は、企画・技術提案方式について準用する。この場合において、第5第1項第3号ア中「見積調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第3－1号）並びに」とあるのは「様式第4号及び」と、第5第1項第5号ア中「見積調書の写し、及びこれに添付する別紙（様式第3－1号）」とあるのは「様式第4号」と読み替えるものとする。

附 則（平成20年3月10日）

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による公表は、入札執行年月日又は見積執行年月日（企画・技術提案方式にあっては、企画・技術提案年月日）が平成20年4月1日以後のものについて適用する。
- 3 第5第1項の規定により盛岡行政情報サブセンターにおいて閲覧に供することとされている公表文書は、当分の間、これを行政情報センターにおいて閲覧に供するものとし、盛岡広域振興局の所管区域内にある担当課等は、第6第2項の規定にかかわらず、第5第1項に掲げる公表文書を行政情報センターにのみ送付するものとする。

附 則（平成22年3月31日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

【様式第1号（入札調書に添付する様式）】

入札調書別紙

公表項目	内容
1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	
2 契約締結年月日	年 月 日
3 委託期間 (※委託の場合のみ)	年 月 日 ～ 年 月 日
4 契約金額	円
5 担当課等の名称及び連絡先	

【様式第2号】

第○回契約変更理由書

〔 契約名 〕	
〔当初の契約を締結した年月日〕	年 月 日
1 変更契約の相手方の商号又は名称及び住所	
2 変更契約の締結年月日	年 月 日
3 変更後の委託期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 変更後の契約金額	円
5 変更の内容	
6 変更の理由	
7 担当課等の名称及び連絡先	

【様式第3-1号（見積書を徴収する場合）】

見積調書別紙

公表項目	内容
1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	
2 契約締結年月日	年 月 日
3 委託期間 (※委託の場合のみ)	年 月 日 ～ 年 月 日
4 契約金額	円
5 随意契約の理由	(※具体的に記載すること。)
6 随意契約の根拠法令	
7 担当課等の名称及び連絡先	

【様式第3-2号（見積書を徴収しない場合）】

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

公表項目	内容
1 契約の相手方の商号又は名称及び住所	
2 契約締結年月日	年 月 日
3 委託期間 (※委託の場合のみ)	年 月 日 ~ 年 月 日
4 予定価格	円
5 契約金額	円
6 随意契約の理由	(※具体的に記載すること。)
7 随意契約の根拠法令	
8 担当課等の名称及び連絡先	

【様式第4号】

企 画 ・ 技 術 提 案 調 書

公表項目	内 容			
1 業務委託名				
2 予定価格	円			
3 企画・技術提案年月日	年 月 日			
4 評価基準、配点及び評価 (評価基準) (配点：) ----- (評価基準) (配点：) ----- (評価基準) (配点：) ----- (評価基準) (配点：)	(業者)	(業者)	(業者)	(業者)
5 総合評価の審査結果				
6 契約の相手方の商号又は名称及び住所				
7 契約締結年月日	年 月 日			
8 委託期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
9 契約金額	円			
10 随意契約の理由及び根拠法令				
11 担当課等の名称及び連絡先				